

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

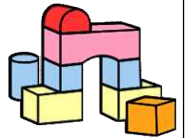
認定こども園を利用される方はご確認ください。

No.5

## 1 1号認定子どものうち、保育を必要としない子どもたち



### 【対象者・保育料】



- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



### 【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、1号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

## 2 1号認定子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち



### 【対象者・保育料】



- ◆ 1号認定の保育料の無償化については、上記 ① と同じです。
- ◆ 預かり保育が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加え、市から[新2号認定]や[新3号認定]の認定を受けることが必要です。

※ [新2号認定]や[新3号認定]を受けるためには、利用者が市に認定の申請を行うこととなります。

- ◆ 以下の支給要件に該当する場合、市から〔新2号〕等の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	〔満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した〕子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	0歳から〔満3歳に達する日以後最初の3月31日まで〕の間にある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども



- ◆ 利用日数に応じて、〔新2号認定〕は月額上限11,300円まで、〔新3号認定〕は16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- ◆ 無償化の対象となる月額上限は、〔450円×利用日数〕と施設への支払い金額の低い方となります。

（例）1号認定+新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

- 預かり保育料が1日600円の施設の在園児

《これまでどおり保護者が園に支払う金額》

600円×20日（利用日数）＝12,000円・・・（A）

《無償化対象の限度額（※新2号の上限額は11,300円）》

450円×20日（利用日数）＝9,000円・・・（B）

《市から保護者に償還払いされる無償化対象金額》

（A）と（B）を比較し、低い方 ⇒ （B）の9,000円



- ◆ 市内施設の預かり保育の利用料は、「法定代理受領」になるため、保護者は基本的に利用料を支払うことはありませんが、限度額を超過した場合のみ差額の利用料を支払うこととなります。

市外施設の預かり保育の利用料は、保護者は園に支払った後、市に償還払いの申請を行い、内容審査後に市から保護者に該当金額の償還払いを行います。



### 【無償化の対象となる手続き】

現行の1号認定に加え、市から新たに〔新2号認定〕または〔新3号認定〕を受けるため、市に認定申請書を提出する必要があります。

## 3 預かり保育提供が基準未満の園で、保育が必要な子どもたち

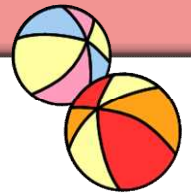
- ◆ ② の場合において、園の預かり保育の提供がない、または預かり提供時間等が一定基準未満の場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※一定基準未満・・・平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満

※認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

※無償化限度額は、〔新2号〕は預かり保育の月額上限11,300円まで、〔新3号〕は16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。

## 4 2号認定や3号認定として利用する子どもたち



### 【対象者・保育料】

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。  
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ保育料が無償化されます。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は令和7年9月から1/4、第3子以降は無償となります。  
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。



### 【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、2号認定や3号認定として利用されている方についての手続きは不要です。



《問い合わせ先》

宮崎市役所 子ども未来部 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）

No.5